

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第12条 管理職手当は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1～別表第8 別表第9 別表第10 別表第11</p> <p style="text-align: right;">} (略)</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第12条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第41号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1～別表第8 (同 左) 別表第9 (別 添) 別表第10 別表第11</p> <p style="text-align: right;">} (同 左)</p>

別表第9 管理職手当額表 (第12条関係)

職名	支給額	備考
(略)		
学系長	80,000円	
(略)		

1 (略)

2 この表(欄外4を含む。)により管理職手当の支給を受ける者が学系長を兼ねるもの(学系長として管理職手当の支給を受ける場合を除く。)に対しては支給額に20,000円を加算する。

3 } (略)

4 }